

国際標準総合戦略の検討課題

1. 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する p.2

- (1) 経営者の意識を改革する
- (2) 企業の組織体制を強化する
- (3) 多様な国際標準化スキームを活用する
- (4) 国際標準における知的財産の活用を図る
- (5) 産業界自身によるアクションプランを策定し実行する
- (6) マネジメント分野における取り組みを強化する
- (7) 産業界の自主的活動を促す支援策を強化する

2. 国全体としての国際標準化活動を強化する p.7

- (1) 国の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進する
- (2) 国際議長・幹事を積極的に引き受ける
- (3) 環境・安全・福祉等の分野で世界に貢献する

3. 国際標準人材の育成を図る p.9

- (1) 次世代の国際標準人材を育成する
- (2) 国際標準人材間のネットワークを構築する
- (3) 大学等における標準教育を充実させる
- (4) 顕彰制度を充実する

4. アジア等の諸外国との連携を強化する p.11

- (1) 「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を推進する
- (2) 中国や韓国との協力を推進する

5. 国際標準化のための環境とルールを整備する p.12

- (1) より公平でオープンな国際標準化システムの実現を目指す
- (2) 知的財産の取扱いルールを明確化する

1. 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する

(1) 経営者の意識を改革する

(背景)

- ◆ 1995年のWTO/TBT協定の発効以後、(1)諸外国による国際標準化への戦略的取組、(2)先端技術分野を中心とした事前標準の広がり、(3)知的財産を含む国際標準の増加、(4)デジタル化の進展による産業構造の変化など、国際標準化を取り巻く環境は、めまぐるしく変化している。
- ◆ このため、国際標準の目的や内容にも質的な変化が見られ、これまで標準化によるビジネスへの影響が薄いと考えられていた分野においても国際標準化への積極的取組が必要となってきた。
- ◆ 今後、我が国の産業競争力を維持・向上していくためには、企業の経営者が、標準化に対する伝統的な理解にとらわれず、国際標準を経営上の重要ツールとして戦略的に活用するという認識を持ち、社内の取組強化において指導的役割を果たすことが重要である。

(検討課題)

政府は、企業の経営者層を対象に、国際標準戦略に関する閣僚等主催の懇談会やシンポジウムを開催し、具体的な事例を挙げて、経営者の国際標準に関する理解の増進を図るべきではないか。

政府は、国際標準のビジネスへの影響をわかりやすく記載した、国際標準化に関する成功及び失敗事例集を作成し、その重要性の啓蒙に努めるべきではないか。

経団連などの産業界は、経団連内部における様々な活動を通じ、企業の経営者や幹部に対する啓蒙活動を強化すべきではないか。

(2) 企業の組織体制を強化する

(背景)

- ◆ 企業における国際標準化は、国際標準の獲得自体が目的ではない。国際標準を活用して自社に有利にビジネスを展開するためには、(1)何を対象にどのレベルまで標準化するか(又はしないか)、(2)そのための有利な標準化のスキームは何か(デジュールか、フォーラムか)、(3)自社の知的財産をどのように活用すべきかなど、研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略も踏まえた総合的な判断が必要となる。
- ◆ そのような判断は、具体的な国際標準化活動に参加する個々の技術者に求めるべき性格のものではなく、本社機能としての専門の担当部署によって行われることが望ましい。

(検討課題)

企業は、企業全体としての国際標準化戦略を決定するとともに、個々の国際標準化活動に対する助言と管理を行う、国際標準化活動の統括部署を設置すべきではないか。

(3) 多様な国際標準化スキームを活用する

(背景)

- ◆ 国際標準の重要性の高まりと共に、(1)フォーラム標準の広がり、(2)CEN等の地域標準機関やECMA等を通じたファースト・トラック制度の活用、(3)IEEE、ASME、ASTM等の米国を基盤とする標準化機関の台頭、(4)工業会による意見調整を介さない個別の企業による国際標準化活動、(5)現地法人を活用した国外での活動強化など、国際標準の策定スキーム及びその対応戦略が多様化している。
- ◆ また、気候や技術インフラの違いに基づく複数の要求事項を一つの規格へ組み込むことを許容する国際市場性(Global Relevance)といった考え方や、製品の多様化に対応するための

性能規格といった考え方も定着してきている。

- ◆ これらの手法にはそれぞれメリット・デメリットがあり、全ての分野に適応可能な単一の処方箋が存在する訳ではなく、多様な国際標準化のスキームを戦略的に使いこなすことが求められている。

(検討課題)

企業は、工業会を通じた国際標準化の他、企業の直接参加、現地法人の活用など、固定概念にとらわれず、種々の国際標準化スキームを戦略的に活用すべきではないか。

政府は、企業の戦略的取組を支援するため、多様な国際標準化スキームについて、そのメリット・デメリットを解説した国際標準化のガイドラインを策定すべきではないか。

(4) 国際標準における知的財産の活用を図る

(背景)

- ◆ 特許権を含む国際標準が増加する中、国際標準に関し、特許のロイヤリティを支払う側となるか、受け取る側となるかでは、市場における競争力において大きな差を生じることとなる。
- ◆ 自社技術の国際標準化には、自社技術の普及が促進される反面、当該技術が非競争領域化する(後発企業の参入が促進される)というトレードオフ関係が存在する。自社特許を活用することにより、このトレードオフを適切にバランスさせることも考慮する必要がある。また、国際標準における特許の活用には、特許権の国際的取得が重要である。

(検討課題)

企業は、国際標準化の方向性を踏まえ、国際的な特許権の取得を積極的に推進すべきではないか。

(5) 産業界自身によるアクションプランを策定し実行する

(背景)

- ◆ 国際標準化活動は、企業の事業戦略と密接に関連する活動であり、国際標準化活動の強化においては、産業界の自主的な取組が欠かせない。
- ◆ また、国際標準化活動においては、個々の産業分野におけるビジネスの実態を踏まえた戦略が必要であり、その実態を最も良く認識しているのは産業界自身であると言える。

(検討課題)

産業界は、経団連を中心に、各工業会、各企業との連携を図りつつ、国際標準化活動に関する自主的な「アクションプラン」を策定・実行し、積極的に国際標準化活動を推進していくべきではないか。

(6) マネジメント分野における取り組みを強化する

(背景)

- ◆ 品質に関する ISO9001、環境に関する ISO14001 など、いわゆるマネジメント分野の標準は、全産業分野にわたって大きな影響を及ぼす。
- ◆ 現在、我が国の企業は ISO9001 等の取得に多大なコストを払っており、今後、マネジメント分野において適切な標準化がなされ、不必要な標準が策定されることのないよう、その策定及び改定の議論には、我が国企業も積極的に参画していく必要がある。
- ◆ しかし、これらのマネジメント分野の標準は、分野横断的であるが故に、個別の企業・工業会での対応が困難との事情がある。

(検討課題)

経団連をはじめとする産業界は、品質、環境、企業の社会的責任(CSR)、事業継続計画(BCP)など、個別の企業・工業会で対応できないマネジメント分野における標準化の問題に協力して取り組むべきではないか。

(7) 産業界の自主的活動を促す支援策を強化する

(背景)

- ◆ 国際標準化活動の中心的担い手は産業界ではあるが、我が国における国際標準化活動の活性化は、我が国消費者の利益や、個々の企業の利益を越えた我が国産業界全体の利益など、日本全体の国益に通じるものでもある。
- ◆ また、国際標準化活動では様々な経験的知識が要求される場所、経験の乏しい企業や工業会が、新規に国際標準化活動に参加しようとした場合のハードルが高いのも事実である。

(検討課題)

政府は、国際標準化支援センター等を通じた支援策を強化し、新任国際幹事の活動支援など、新規参入の促進と将来の自立を促す人材育成型の支援策を拡充すべきではないか。

政府は、国際会議参加費用等の助成手続きなど、政府の支援を受けるための手続きを簡素化するとともに、その柔軟な適用を可能とすべきではないか。

2. 国全体としての国際標準化活動を強化する

(1) 国の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進する

(背景)

- ◆ 近年、国費を原資とする研究活動においても、研究成果の社会的還元が重視されるようになってきている。国際標準化は、研究開発成果を広く社会に普及するための重要なツールであり、研究成果の国際標準化が望める分野においては、国際標準化を視野に入れた研究計画の立案が推奨されるべきである。
- ◆ また、国際標準の活用により、国費による研究の成果を我が国産業の国際競争力の向上につなげることも、国の研究開発成果の社会還元として重要である。

(検討課題)

政府は、国費原資の研究プロジェクトの事前、中間及び事後評価において、国際標準化に関する取組を評価項目として明確に位置づけるべきではないか。

政府は、国際標準の獲得により我が国産業の発展が望める分野に対し、重点的に研究資金の配分を行うべきではないか。

(2) 国際議長・幹事を積極的に引き受ける

(背景)

- ◆ 国際標準の策定における国際議長・幹事が果たす役割は、非常に大きい。国際標準化の議論においては、人的繋がりや過去の貢献度に対する評価が、発言力に大きな影響を与えるため、特定の問題が生じてから慌てて取組を開始しても、思うように対処できないことも多い。国際議長・幹事の積極的引き受けなど、常日頃の貢献が重要である。
- ◆ 日本国全体としての国際社会への貢献及び国際標準化活動における発言力の確保という観点からは、日本全体としての国際議長・

幹事の引き受け数も重要である。ISO、IEC 等における日本の幹事引受数は着実に増加しているものの、依然我が国の経済規模や技術力に見合った十分なものとは言えない。

(検討課題)

政府は、日本の国際社会への貢献及び日本の発言力の強化という観点から、今後も国際議長・幹事を積極的に引き受けるよう産業界や学会に働きかけていくべきではないか。

各工業会は、経団連等を通じて資金をプールし、国際議長・幹事を引き受けた者に対し、産業分野に無関係にその活動を支援すべきではないか。

(3) 環境・安全・福祉等の分野で世界に貢献する

(背景)

- ◆ 環境・安全・福祉等の社会的ニーズに対応するための分野は、一部の例外を除き、産業界による標準策定のインセンティブが働きにくく、政府や公的機関による取り組みの期待される分野である。
- ◆ ユニバーサルデザインやアクセシビリティなどの国際標準化における日本の取組は、これまでも国際的な評価を得てきており、これらの分野における積極的な取組は、日本の国際貢献という観点からも重要である。

(検討課題)

政府、独立行政法人型研究機関、大学は、環境・安全・福祉など、産業界による標準策定のインセンティブが働きにくい分野における国際標準化活動における取組を強化し、国民福祉の向上と国際社会への貢献に努めるべきではないか。

政府は、我が国産業界全体の利益に繋がるなど、公共財として広く利用される国際標準策定に関して、産業界における研究開発成果の国際標準化を促進していくべきではないか。

3. 国際標準人材の育成を図る

(1) 次世代の国際標準人材を育成する

(背景)

- ◆ 近年、国際標準人材の高齢化と若手人材の育成の遅れを懸念する声が高まっており、経験者の貴重な経験を若手に伝え、次世代の国際標準人材を育成することが急務となっている。
- ◆ また、国際標準人材には、技術的知識に加え、特許に関する知識、語学力や交渉力、長期の標準化活動による人脈等、多様な知識と経験が必要とされる。

(検討課題)

政府は、国際標準化活動の経験者を講師として活用し、次世代の国際標準人材を育成するための国際標準人材育成塾(仮称)を創設すべきではないか。

企業は、国際標準人材に求められる多様な経験と知識、国際的な信頼獲得等の観点から、国際標準人材の長期的なキャリアパスを確立すべきではないか。

(2) 国際標準人材間のネットワークを構築する

(背景)

- ◆ 国際標準化活動には、国際会議の進め方や交渉術、他国代表との人脈作りなど、技術分野・産業分野を超えて共有できる知識や経験が多い。技術分野・産業分野の垣根を越えて、国際標準化活動の経験やノウハウを共有し、活用できる仕組み作りが必要である。
- ◆ また、国際標準化の方向性は、その分野のキーパーソンである特定の人物の果たす役割は大きく、海外のキーパーソンとの協力関係の構築も重要な課題である。

(検討課題)

政府は、日本国内の国際標準人材が、産業の枠を越えて交流し、情報交換とネットワーク作りをする機会を拡充すべきではないか。

産業界は、国際シンポジウムの開催などを通じ、国内外の国際標準人材のネットワークを強化すべきではないか。

(3) 大学等における標準教育を充実させる

(背景)

- ◆ 国際標準に関する知識は、国際標準化活動に直接携わる者だけに必要な知識ではない。効率的かつ戦略的な研究開発活動を推進していくためには、全ての技術者が国際標準に関する基本的な知識を備える必要がある。
- ◆ また、近年の事前標準の増加により、標準化を意識した技術開発や特許化活動が一層重要となっており、企業の技術者だけでなく、知財担当者や弁理士にとっても国際標準化の知識は欠かせないものとなってきている。

(検討課題)

政府は、理系学部などにおいて、全ての学生が国際標準の基礎を学ぶことを奨励し、そのためのモデル教材を開発し、その普及を図るべきではないか。

各企業、日本知的財産協会、日本弁理士会はそれぞれ、企業の技術者、知財担当者、弁理士に対し、国際標準に関する基礎的研修を実施すべきではないか。

(4) 顕彰制度を充実する

(背景)

- ◆ 国際標準化活動に取り組む個人・企業・団体に、適切な評価とイン

センチブを与えるととともに、国際標準の重要性に対する認識を高めるために、顕彰制度の充実は重要である。

- ◆ 特に、企業内において国際標準化活動に携わる者の地位向上には、国際標準化に貢献した個人の表彰とともに、その活動を積極的に支援した企業(経営者)をあわせて表彰するなどの工夫が必要である。

(検討課題)

政府は、国際標準に対する認識を高めるため、以下のような観点から、国際標準化に関する顕彰制度を充実させるべきではないか。

- ・国際標準化に関する顕彰の格上げ
- ・国際標準化に貢献した個人と、その活動を支援した企業(経営者)の同時表彰

4. アジア等の諸外国との連携を強化する

(1) 「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を推進する

(背景)

- ◆ ISO等の国際標準化機関においては、一国一票の投票で国際標準が決定されることから、アジア・太平洋諸国との連携など、諸外国との協力関係が欠かせない。
- ◆ アジア・太平洋地域には、PASC(太平洋地域標準会議)やASTAP(アジア・太平洋電気通信標準化機関)など、国際標準化に関する協力を目的とした地域的枠組みが存在している。しかし、アジア・太平洋諸国の大半は、国際標準化活動の経験が乏しく、また、アジア・太平洋諸国間での技術レベルの格差も大きい
- ◆ アジア・太平洋諸国における国際標準化活動のレベルを引き上げると共に、これまでの協力体制を強化し、国際標準案の共同提案など、アジア・太平洋地域が国際標準化をリードするための基盤整

備に向けた中長期的戦略が必要とされている。

(検討課題)

政府は、アジア・太平洋地域における(1)国際標準化活動の水準引き上げ、(2)人的ネットワークの強化、(3)国際標準の共同提案等を柱とする「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」の策定・推進に取り組んでいくべきではないか。

(2) 中国や韓国との協力を推進する

(背景)

- ◆ 中国、韓国は、地理的・経済的に我が国と密接な関係を有し、近年の技術的・経済的發展も著しい。両国は、国際標準化活動においても、活発な提案活動を展開しており、我が国が国際標準化活動を展開していく上で、中国や韓国との協力は重要である。

(検討課題)

政府は、中国や韓国の標準化機関との情報交換や、国際標準の共同提案など、中国や韓国との協力関係を強化し、共通の理解のもとに国際標準化活動を推進していくべきではないか。

5. 国際標準化のための環境とルールを整備する

(1) より公平でオープンな国際標準化システムの実現を目指す

(背景)

- ◆ WTO/TBT 協定には、「国際標準」及び「国際標準化機関」の定義規定がおかれていないため、これらの定義をめぐってこれまでも様々な議論がなされてきた。
- ◆ 特に、米国は、ISO、IEC、ITU-T といった代表的な国際標準化機関の多くが欧州を拠点としているのに対し、IEEE、ASTM などの

米国を拠点とする団体も、十分な透明性・開放性・公平性を備えており国際標準化機関としての資格を有するとの主張を続けている。

- ◆ また、ISO、IEC 等の国際標準化機関と、CEN、CENELEC 等の地域標準化機関や ECMA、IEEE 等の有力標準化団体との連携強化は、国際標準策定プロセスの迅速化という利点をもたらす一方、ファースト・トラック制度を利用した国際標準化には、その原案策定プロセスの透明性が不足しているとして批判を受けているケースも生じている。

(検討課題)

政府は、WTO/TBT 協定の実施や運用の改善等に関する議論に積極的に参画し、より公平でオープンな国際標準化システムの実現に積極的に貢献するべきではないか

(2) 知的財産の取り扱いルールを明確化する

(背景)

- ◆ 特許権を含む国際標準の増加に伴い、国際標準化における特許等の知的財産の取扱いルールの明確化の要請が高まっている。
- ◆ 例えば、ISO、IEC、ITU のトップレベルの協力会議である WSC (世界標準協力) では、パテントポリシーのハーモナイゼーションが議論されており、それ以外にも、RAND 条件の合理性の判断基準や、必須特許の鑑定、特許権によるロイヤリティの配分等、様々な問題が指摘されている。

(検討課題)

政府は、国際標準に関連する知的財産の取り扱いルールの明確化と国際的な調和を推進するとともに、日本企業の取得した知的財産が海外において適切に保護されるよう、諸外国への働きかけを強化すべきではないか。